

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を図る等、コーポレート・ガバナンスの充実、及びコンプライアンスの強化を経営の最重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 10 - 1】

現在当社取締役の報酬を決定するにあたり、社外取締役の関与・助言を得ておりませんが、報酬決定について決定プロセスの構築を今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

当社の経営戦略・経営計画に基づき、事業の拡大、持続的な成長のためには、他社との事業関係強化が必要であると考えております。この観点から、銘柄を総合的に勘案し、保有しております。

また、議決権の行使については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうかの視点で行っております。

【原則1 - 7】

当社では、取締役との取引については、取締役会での審議・決議を要することとしております。

また、取引条件等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示することとしております。

なお主要株主等との取引については、市場価格、総原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

【原則3 - 1】

1. 経営理念、経営戦略、経営計画

当社は経営理念として、「わが社は「光」を基本テーマとして顧客ニーズを創造し、社会の進歩発展に貢献する」、「わが社は従業員が希望をもって描く夢の実現に向かって前進する」、「わが社は社会の一員として社会の共存共栄に資する」を定めております。

この経営理念の実現に向けて、当社は以下の4つを経営戦略・経営計画の軸にして、当社グループを通じて活動しております。

(1) 自動車産業の世界最適生産の拡大に対応すべく、海外における開発・生産・販売部門を更に強化するなど

グローバル5極体制（日本・北米・欧州・中国・アジア）の充実を図る。

(2) お客様・市場ニーズを先取りした先端技術の開発と迅速な商品化を図り、タイムリーに魅力ある商品を提供する。

(3) 高品質・安全性を追求するとともに、環境保全及びコンプライアンス強化を推進する。

(4) 経営資源の確保と有効活用により、収益構造・企業体質の更なる強化を図る。

今後とも、自動車産業のグローバル化の進展、ボーダーレスな企業間競争の激化が予測される中、

1) 世界をリードする技術と先進性 2) 持続的成長 3) 信頼される企業の3つをキーワードに、

グローバルNo.1サプライヤーを目指し、事業を展開して参ります。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

経営理念、経営戦略、経営計画の実現には、全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼される企業であり続ける必要があるため、当社は、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を図る等、コーポレートガバナンスの充実、及びコンプライアンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。

企業統治の体制につきましては、取締役会による経営の意思決定・監督、執行役員による業務執行、監査役による業務執行の監査を行っております。取締役会は取締役14名（うち社外取締役2名）で構成され、原則月1回開催、取締役、監査役出席のもと、業務執行状況の報告、重要事項についての意思決定を行っております。

また、取締役会を補う機関として、常勤取締役及び執行役員にて構成される常務会（議長は社長）を、原則月3回開催、業務執行状況の報告、及びフォローを実施しております。

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は監査方針に従い取締役会への出席や、業務・財産の状況調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、常勤監査役は常務会に出席するほか、重要な会議・委員会に出席、取締役の業務執行状況を監査しております。

3. 取締役の報酬

取締役の報酬につきましては、2012年6月28日開催の第112回定時株主総会において役員退職慰労金制度、役員賞与を廃止し、基本報酬及び業績連動報酬からなる報酬制度を導入しております。

取締役の報酬は、会社業績、株主配当水準、他社の報酬水準、従業員の給与水準、といった定量的な要素に加え、役員の経営能力、功績、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。基本報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、

その基本となる額を決定し、貢献度や業績評価に基づき決定しております。業績連動報酬は、前年度の業績達成度に応じた変動給であります。

なお、取締役個々の金額につきましては、取締役会の授権に基づき、代表取締役の協議により決定しております。

社外取締役ににつきましては、基本報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。

また、2015年6月26日開催の第115回定時株主総会において社外取締役を除く取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプション(新株予約権付与)を導入致しました。これは、企業業績と株式価値との関連性、及び連動性は、極めて密接であるとの認識の下、株主と企業経営者は、株価上昇のメリットあるいは下落のリスクを共有し、企業経営者の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。

加えて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2017年6月29日開催の第117回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を導入致しました。

4. 取締役・監査役候補者の選任・指名

当社では、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としております。

この方針に基づき、代表取締役の協議により取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。

監査役の選任につきましては、優れた人格並びに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識と高い倫理観を有している人材を監査役候補者として選定する方針としております。この方針に基づき、監査役会の同意を得た上で取締役会にて監査役候補者を決定しております。

5. 個々の候補者の選任・指名

取締役候補者につきましては、それぞれの担当部門において重要な役職を務め、各担当業務はもとより当社業務全般に精通し、当社の業績及び企業価値向上に大きく貢献している者を、取締役会にて選任・指名し株主総会にて選任の決議を頂いております。

社外役員につきましては、企業経営に関する豊富な知識・経験を持つ社外取締役、法律や財務に関する専門的知見を持つ社外監査役を候補者とし、同じく株主総会にて選任の決議を頂いております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会では法令・定款に定められた事項をはじめ、「取締役会規程」で規定されている事項に関して審議・報告・決定を行っております。それ以外の事項については、規模や案件に応じて常務会規程や稟議規程に基づき決定しております。

【原則4 - 8】

当社は、独立社外取締役2名を選任しております。取締役会において積極的にご発言を頂き、そのご意見を十分に尊重し、経営上の意思決定を行っております。

引き続き、当社にとって望ましい取締役会の構成を検討して参ります。

【原則4 - 9】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の独立役員制度における独立性基準に従い、独立性の要件を満たしている方を社外取締役として選任する方針としております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を区別するために執行役員制度を導入しております。

現在、取締役は14名で、迅速かつ適切な意思決定のためには適切な規模と考えております。

それぞれの取締役は、各事業の経営に精通しており、社外取締役も含め、その知識・経験・能力のバランスがとれた構成となっております。

取締役の選任にあたっては、代表取締役の協議により候補者の原案を作成し、取締役会において候補者の決定を行っております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲にとどめるよう努めております。

また上場会社の役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要は、次の通りであります。

1. 取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に基づき重要案件を適時・適切に審議しております。
2. 事業年度の開始前に年間開催スケジュールを社外を含めた取締役及び監査役へ通知、出席しやすい日程としております。活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。
3. 取締役会では、管理・営業・技術・生産部門等の様々な事業部門の経験を持つ取締役に加え、企業経営に関する経験・知識を持つ社外取締役から助言・提言を頂き、法律や財務に関する専門的知見を持つ社外監査役から意見を頂くなど、多角的な視点から経営課題について十分な審議時間を確保し、議論しております。

今後、更なる経営に関する最高意思決定機関としての機能強化、経営判断の迅速化等について改善を図り、取締役会の実効性を高めて参ります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、役員就任者向けに必要な知識習得と役割・責務の理解の促進を図るためのトレーニングを実施するとともに、適宜、研修を行っております。

【原則5 - 1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主・投資家の皆様に正確な情報を公正にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係の構築に努めております。

1. 当社は、総務部を株主・投資家の皆様との対話を統括する部門とし、情報の収集・開示を統括する情報取扱責任者及び担当者を総務部に配置、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。
2. 当社は、半期毎の決算説明会の開催や、事業報告書・アニュアルレポートの発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めております。
3. 経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、経営陣幹部や取締役会へ報告致します。

4. 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公正性を確保するために、沈黙期間を設定し、この期間中の決算に関わる対話を控えております。
また、インサイダー取引管理規程にてインサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	32,158,233	20.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,841,400	3.63
株式会社三井住友銀行	5,442,674	3.38
日本生命保険相互会社	5,382,250	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,381,200	3.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,154,225	3.21
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	4,626,600	2.88
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,233,558	2.63
第一生命保険株式会社	4,000,828	2.49
株式会社デンソー	3,000,000	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2017年3月31日現在の状況です。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループからの2016年7月19日付変更報告書により、2016年7月11日現在で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者(三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ国際投信)が9,920千株(保有割合 6.17%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

三井住友アセットマネジメント株式会社からの2016年8月22日付大量保有報告書により、2016年8月15日現在で三井住友アセットマネジメント株式会社 他1名の共同保有者(三井住友信託銀行)が8,104千株(保有割合 5.04%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

株式会社みずほ銀行からの2017年4月7日付変更報告書により、2017年3月31日現在で株式会社みずほ銀行 他1名の共同保有者(アセットマネジメントOne)が6,360千株(保有割合 3.96%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

上場会社としてK1ホールディングス株式会社が東証第二部、及び大億交通工業製造(股)会社が台湾証券交易所にそれぞれ上場しております。K1ホールディングス株式会社は、得意先・取扱い製品・生産形態等、事業領域を当社とは全く異にしており、独自の経営を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上原 治也	他の会社の出身者											
櫻井 欣吾	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上原 治也	○	三菱UFJ信託銀行株式会社 最高顧問 同氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社において、2012年4月まで取締役会長として勤務しており、現在は同社の最高顧問を務めております。	同氏は三菱UFJ信託銀行株式会社の最高顧問であり、その知識・経験を当社経営に反映頂くため、社外取締役として選任致しました。親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等いずれにも該当しないことから、独立性が高いものと認識しております。その高い独立性と、十分な見識から、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を独立役員として選任致しました。なお、当社は三菱UFJ信託銀行からの借入金はありません。

櫻井 欣吾	○	公認会計士	同氏は公認会計士として、財務・会計関係業務に精通しており、その知識・経験を当社経営に反映頂くため、社外取締役として選任致しました。 親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等いずれにも該当しないことから、独立性が高いものと認識しております。 その高い独立性と、十分な見識から、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を独立役員として選任致しました。
-------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では独立した組織である内部監査室が年間の監査計画に基づいて業務、財務、遵法などに関する内部監査を実施、その結果は取締役、監査役に報告されます。

監査役は常勤監査役2名、社外監査役2名で監査役会を構成し、取締役会その他重要な会議、委員会への出席、重要な決裁文書の閲覧等、取締役の業務執行状況を監査する他、工場・支店往査、管理機能部門のヒアリング、国内外の子会社監査等により内部統制システムの構築・運用の状況を監視しております。さらに、会計監査人・内部監査室の行う監査に立ち会うと共に、会計監査人、社内のコンプライアンス部門、内部監査室との定期的な会合を持って情報交換を行い、相互連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
草野 耕一	弁護士													
鈴木 幸信	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草野 耕一		弁護士 西村あさひ法律事務所代表パートナー	同氏は弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、社外監査役として選任致しました。当社と、同氏がパートナーを務める西村あさひ法律事務所とは取引関係がありますが、顧問弁護士契約を締結していないことなどから、独立性が高いものと認識しております。
鈴木 幸信	○	税理士	同氏は税理士として財務・会計関係業務に精通しており、その知識・経験を当社監査体制の充実に反映頂くため、社外監査役として選任致しました。 親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等いずれにも該当しないことから、独立性が高いものと認識しております。 また、その高い独立性と、十分な見識から、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を独立役員として選任致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

企業業績と株式価値との関連性及び連動性は、極めて密接であるとの認識の下、株主と企業経営者は、株価上昇のメリット、あるいは下落のリスクを共有しております。企業経営者の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入しております。

加えて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2017年6月29日開催の第117回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬を導入致しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)を付与対象者としております。
尚、同様の内容の株式報酬型ストックオプションを当社執行役員に対しても付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて、役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示するとともに、報酬が1億円以上の取締役については個別に開示しております。

なお、取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬等の総額は1,019百万円(2017年3月期実績)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、基本報酬、及び業績連動報酬からなる報酬制度を導入し、取締役の報酬額を年額12億円以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は総務部、社外監査役は監査役室のスタッフがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会による経営の意思決定・監督、執行役員による業務執行、監査役による業務執行の監査を行っております。

〔業務執行〕

- ・取締役会は取締役14名(うち社外取締役2名)で構成され、原則月1回開催、取締役、監査役出席のもと、業務執行状況の報告、重要事項についての意思決定がなされております。
- ・取締役会を補う機関として、常勤取締役、及び執行役員にて構成される常務会(議長は社長)を、原則月3回開催、業務執行状況の報告、及びフォローを実施しております。

〔監査・監督〕

- ・監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査方針に従い取締役会への出席や、業務・財産の状況調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、常勤監査役は常務会に出席するほか、重要な会議・委員会に出席、取締役の業務執行状況を監査しております。
- ・会計監査は、会計監査人として明治アーク監査法人が監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート・ガバナンスにおいて、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名による監視・助言・指導を行うとともに、社外監査役2名による監査が実施されております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主総会日の3週間前を目処に早期発送に努めるとともに、発送日に先立って東京証券取引所ホームページ、及び当社ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会においては、株主の質問に対し、誠意をもって回答することとしています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は、決算・中間決算(5月上旬/11月上旬)に開催しております。説明会では、社長、副社長、及び担当役員により説明を行い、質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知(和文・英文)、決算短信(和文・英文)、決算説明会資料(和文・英文)、各種リリース、有価証券報告書、四半期報告書、報告書(年次・中間)、アニュアルレポート(英文・和文)等を掲載しております。 (URL: http://www.koito.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 総務部 IR担当 常務執行役員総務部長 井上 敦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「光」をテーマとして顧客のニーズを創造し、社会の進歩発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員・取引先等すべてのステークホルダーとの共存共栄を図ることを経営の基本方針としており、これを「小糸グループ行動憲章」において定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書については、ホームページにて公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2006年5月26日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、2015年4月24日開催の取締役会において改定いたしました。

この基本方針に基づき、内部統制の整備を進めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「小系グループ行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進部門、内部監査部門、内部通報制度などの組織・体制、並びに「企業倫理規定」などの関係諸規程の整備・充実を図る。

また、取締役、執行役員及び従業員に対しその周知、教育を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、常務会の議事録など取締役の職務執行に係る情報については、関係諸規程の整備・充実を図り、これに従って、適切な保存・管理を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

会社の存続に関わる重大なリスク事案の回避・排除、また、発生した場合の影響を極小化するため、「危機管理規程」などのリスク管理に関する規程や体制の整備並びに取締役、執行役員及び従業員への教育・訓練を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、常務会の定例的開催、並びに取締役の職務執行に係る「取締役会規程」「常務会規程」などの諸規程や執行役員制度などの組織・体制の整備・充実を図り、取締役の職務執行の効率性を確保する。

また、年度毎の社長方針に基づき、各部門において方針を具体化し、業務を執行する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「小系グループ行動憲章」をグループ会社と共有し、業務の適正を確保・管理するため、以下の体制を整備する。

イ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、報告事項を明確にし、報告制度を充実させると共に、グループ会社に対し定期的な業務報告を実施させる。

ロ) 当社は「関係会社管理規程」などに基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

また、グループ会社の対応が不十分である場合には、指導をはじめとする是正措置を講じる。

ハ) 当社はグループ会社における取締役会の定例的開催、取締役等の職務執行に係る規程や組織・体制の整備・充実を図らせる。

また、重要なグループ会社においては役員を兼務させる。

ニ) 当社は「小系グループ行動憲章」などに基づき、グループ会社に法令遵守の徹底を図らせると共に、当社の管掌部門・内部監査部門はグループ会社の業務監査、会計監査を実施する。

また、当社は「関係会社管理規程」などに基づき、承認事項を明確にし、係る業務の執行については、当社の承認を得た上で行わせる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の指揮命令のもとで業務を行う。

また、取締役からの独立性を確保するため、監査役室の人事については、監査役会の同意を得た上で決定する。

7. 当社並びに子会社の取締役及び使用人などが当社監査役に報告をするための体制、並びに当社監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びにグループ会社の取締役、執行役員及び従業員は、会社に重大な影響を与える事項、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス等に関する報告すべき事項を知った場合には、当社監査役へ報告するものとする。

また、報告された内容は監査役の判断で監査役会に報告する。

組織・体制の整備・充実を図り、これらの報告を行った者が、不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。

8. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用に係る方針並びに、監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその職務の執行に必要な費用については、会社が支払う。

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会をはじめとする各種会議や委員会への出席、重要書類の閲覧等により、業務の執行状況を把握・監査する。

また、監査役は、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門等と定期的に又は必要に応じて意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として関係を遮断し、毅然とした対応を行う」旨を「小系グループ行動憲章」において定めております。

総務部を対応統括部署とし、平素より外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。今後も、継続して社員への教育・啓蒙および体制の強化に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきものであると考えております。

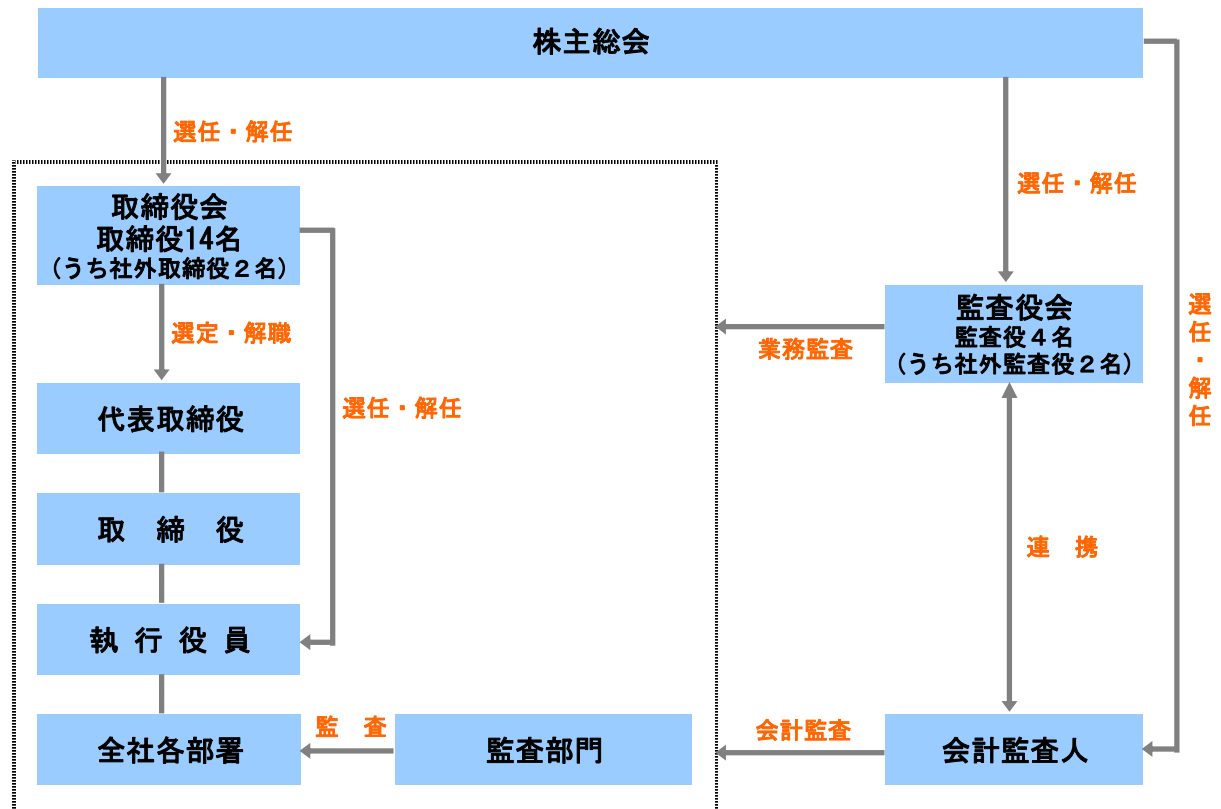
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コンプライアンス体制強化のため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス推進室、内部監査室を設置しております。

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）



(2) 適時開示に係る社内体制の概要（模式図）

